議案第５３号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、南房総市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年南房総市条例第６０号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年８月２８日提出

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

１　財産の内容　　タブレット型端末１，８５９台、外

２　取得価格　　１１５，８２３，１３６円

３　取　得　先　　東京都江東区東陽二丁目３番２５号
株式会社内田洋行
営業支援統括グループ取締役常務執行役員
営業支援統括グループ統括　小柳 諭司